

知っていますか？ 介護保険

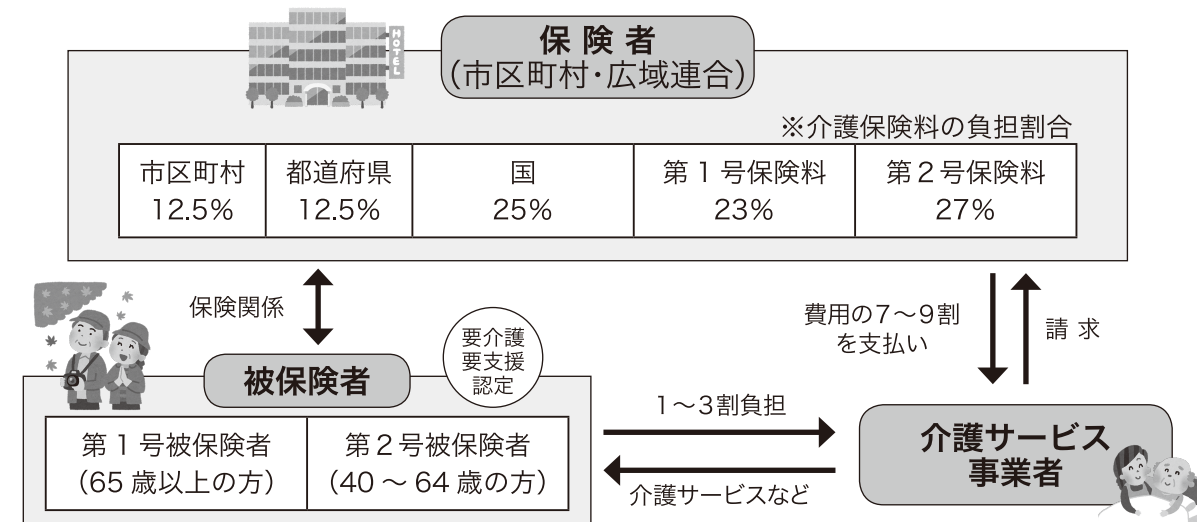


詳しくは、7月末
区長便でお配り
のガイドブックに
記載しています

■ 介護保険のしくみって…？

40 歳以上の方が全員加入し、その保険料や税金を財源として市区町村などが運営しています。介護が必要になったときには、費用を一部負担することにより介護サービスなどを利用できます。

介護を必要としている高齢者を社会みんなで支えるためのしくみです。



■ 被保険者ってどんなひと…？

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の方	40～64歳で健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者
保険料の徴収方法	・市区町村が徴収（原則年金から天引き） ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険と一体的に徴収（職場の健康保険加入者は、原則事業主が1/2負担） ・40歳になった月から徴収開始
介護サービスを受けられるとき	・原因を問わずに要支援、要介護認定を受けたとき	・老化に伴う特定疾病が原因で要支援、要介護認定を受けたとき

- 特定疾病※1**
- ①がん（末期） ②関節リウマチ ③筋委縮性側索硬化症 ④後縦靱帯硬化症
 - ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺
 - ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
 - ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

なお、第2号被保険者で、国民健康保険に加入している方からの介護保険料は、国民健康保険の保険税とともに徴収されます。

問い合わせ先 ▶ 住民課 介護保険班

役場仮庁舎（津家）へ避難移転

平成31年
1月4日予定

以前からお知らせしていましたが、役場本庁舎は津家 旧大豊園の仮庁舎へ避難移転します。

以下のとおり変更します。

住 所

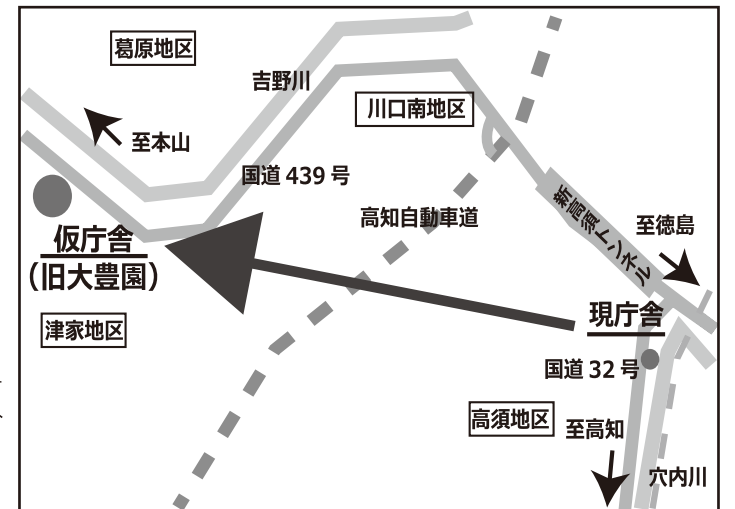
〒789-0392
大豊町津家 1626 番地

問い合わせ

☎ 0887-72-0450 (代表) ほか
FAX 0887-72-0474

※これまでの役場各番号はそのまま繋がりますが、IP 電話⑨を使つての役場への電話は、当分の間利用できなくなります。

※「ピカラおおとよ ひかり電話」は現在調整中です。



- ◆ 12 月 27 日より仮庁舎への引っ越しを開始します。
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。
なお、本年中の窓口業務や各申請の受け付けなどは通常どおり現庁舎で行います。

農業委員

農業委員会の施策や、農地の権利移動に関する決定、遊休農地の発生防止・解消 など

応募資格	農業に関する見識を持ち、農地に関する許認可や農地利用の最適化の推進など、農業委員会の職務を適切に行える方
募集人数	10 人
報酬	1 日あたり下記の金額および交通費 ◆ 農業委員長 12,000 円 ◆ 副会長 11,000 円 ◆ 委員 10,000 円

農地利用最適化推進委員

農地利用の最適化に向けた現地活動、耕作放棄地の状況把握 など

応募資格	農地利用最適化推進に見識をお持ちの方
募集人数	4 人
報酬	1 日あたり 1 万円および交通費

※いずれも任期は、
平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（3 年間）



平成 31 年 3 月 31 日で現委員が任期満了となることに伴い、次のとおり募集します。

応募方法
推薦・応募の書類を、農業委員会事務局に郵送または持参してください。
書類は、農業委員会事務局、町のホームページにあります。

受付期間
平成 31 年 1 月 7 日～2 月 5 日

問い合わせ
大豊町農業委員会 事務局 平石